

# **年金生活者支援給付金の広報の 実施状況について**

**令和元年10月28日  
厚生労働省年金局事業管理課**

# 年金生活者支援給付金の広報の実施状況

- 令和元年10月からの年金生活者支援給付金の施行に伴い、9月から給付金の請求手続が本格化（初回給付は12月中旬）
- 確実に請求手続を行っていただけるよう、氏名・連絡先・提出日等の簡易な記載のみで提出できる請求書を送付するとともに、様々な機会・媒体を通じて、積極的に広報を実施。

⇒ **申請率（10月16日時点）：約90%**

※ 9月27日までに送付した簡易なハガキ形式の請求書（約768万件）に対する返送数（約688万件）の割合。  
なお、このほか、新規裁定請求者について、別途、給付金の請求書を送付・受理している。

## 1. マスメディアを通じた広報

### ①テレビCM

全国70局において15秒CMを放映

- ▶ 9月16日～10月13日：計4,394回放送予定（各局ごとに視聴率延べ1,000%分）
- ▶ 12月2日～13日：各局ごとに視聴率延べ500%分（予定）

### ②ラジオCM

全国AM38局ネット（キーステーション：ニッポン放送）においてCM・インフォメーションを放送

- ▶ 9月16日～10月16日：20秒CMを合計874回放送（各局ごとに月曜～金曜の朝7時台で23回ずつ）
- ▶ 9月16日～10月11日：80秒インフォメーションを合計152回（各局ごとに4回ずつ）

## 3. 外出先での広報

### ①医療機関・薬局

全国の医療機関・薬局の待合室のモニターでCMを放映（10月1日～31日、12月1日～31日）

- ▶ メディカスター（全国の病院・診療所・薬局）：1,665施設、1,901台
- ▶ ホスピタルチャンネル（1都3県の大中病院等）：214施設、350台
- ▶ アイチケット（全国の診療所）：400施設、400台
- ▶ 日本調剤（全国の調剤薬局チェーン）：550施設、550台

### ②ポスター・チラシ・リーフレット

全国の銀行・農協・市区町村等にポスター・チラシ・リーフレットを配布（3,308カ所）

- ▶ ポスター：62,880枚
- ▶ チラシ：594,930枚
- ▶ リーフレット：988,600枚

## 2. インターネットによる広報

### ①厚生労働省ホームページ：特設サイトを設置

### ②インターネット広告

インターネット広告から厚労省特設サイトに誘導。

- ▶ YDN（Yahoo! Japan）：9月17日～3月1日
- ▶ GDN（グーグル）：9月17日～3月1日
- ▶ Market Oneメニュー：9月17日～3月1日
- ▶ Yahoo! Japanスポンサードサーチ：9月9日～12月15日
- ▶ Googleキーワードターゲット：9月9日～12月15日

## 4. 介護関係者等の支援者への広報

### ①地方自治体関係部局・関係団体への協力依頼

都道府県・指定都市・中核市の関係部局や関係団体に、介護保険施設・障害者施設に入所される方や生活保護を受給される方への支援を依頼

- ▶ 介護保険部局
- ▶ 障害者部局
- ▶ 生活保護部局
- ▶ 全国社会福祉協議会
- ▶ 全国民生委員児童委員連合会

### ②介護・医療関係者向けフリーペーパー

介護・医療関係者向けフリーペーパー（あいらいふ）で周知（11月28日、約11万部、1都3県）

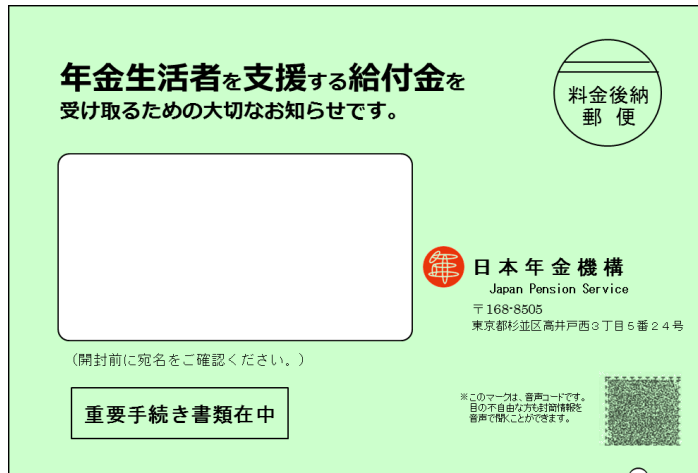
## 5. 充実した相談体制の構築：年金機構に専用コールセンター（年金生活者支援給付金専用ダイヤル）を設置

- ▶ 500席設置（8月5日～10月16日の相談件数：延べ346,909件）
- ▶ 既存の「ねんきんダイヤル」とあわせると最大1400席

# 簡易な年金生活者支援給付金の請求書(はがき型) 対象者の請求手続

(4月1日時点で基礎年金受給・要件判定された方)

- ① 日本年金機構から給付金の請求書が入った封筒が郵送される  
(令和元年9月上旬から順次)



- ② 同封の請求書に氏名などを記入

**年金生活者支援給付金請求書**

年金生活者支援給付金を請求いたします。

提出日 令和 年 月 日

|      |             |      |             |       |   |
|------|-------------|------|-------------|-------|---|
| フリガナ | XXXX XXXX   | 電話番号 |             |       |   |
| 氏 名  | ①           |      |             |       |   |
| 照会番号 | 12345678901 | 生年月日 | XX99年99月99日 | 種別コード | 1 |

※上記の太枠内を必ずご記入ください。

◎ 日本年金機構では、請求者ご本人やご家族（世帯員）の所得情報を市町村から提供いただき、年金生活者支援給付金の要件を判定しています。（所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。）

1908 1018 013 A

- ③ 切手を貼って投函



C1



NA

年金生活者を支援する  
給付金が始まります。

C2



対象者の方には、  
この封筒が届きます。

C3



C4



ハガキに記入して  
ご請求ください。

C5



(スーパー)  
所得が一定以下の  
年金受給者が  
対象です。

C6



年金生活者  
支援給付金

# 「年金生活者支援 給付金制度」の 請求手続きが、 はじまります。

年金生活者を支援する給付金を  
受け取るための大切なお知らせです。

中に入っている  
ハガキに名前を  
書いてご請求ください。

年金 幸子 様  
12345678901234  
12345

日本年金機構  
Japan Pension Service  
〒168-8505  
東京都港区高輪四丁目5番24号

（開封前に宛名をご確認ください。）

必要手続き書類在中

対象者の方には、「日本年金機構」からこの封書が届きます。

高齢年金生活者  
支援給付金

障害年金生活者  
支援給付金

遺族年金生活者  
支援給付金

- 対象者は、一定の所得以下の年金受給者です。
- 年金生活者支援給付金を受け取るには、請求書の提出が必要です。
- 日本年金機構から送られてきた封書に入っている請求書に記入してご返信ください。

※2019年4月2日以降に基礎年金を受け始めた方には、年金の請求書と一緒に書類をお送りしています。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

年金生活者  
支援給付金  
専用ダイヤル

0570-05-4092

年金給付金 検索

（受付時間）月曜日 午前8:30～午後7:00（火～金曜日 午前8:30～午後5:15）土曜日 午前9:30～午後4:00（※お電話受付時間外は、日本年金機構のホームページからお問い合わせください。）  
○日本年金機構や厚生労働省から、電話で口座番号をお聞きしたり、手数料などの金額を定めることはありません。「年金生活者支援給付金」をいただく際にご注意ください。



# (参考) 年金生活者支援給付金の概要

年金生活者支援給付金は、年金を含めても所得が低い者（前年の所得額が老齢基礎年金満額以下の者など）の生活を支援するために、年金に上乗せして支給するものである。

【令和元年度基準額 年 6 万円（月5,000円）】

## 高齢者への給付金（老齢年金生活者支援給付金）

### 【支給要件】

- ① 65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること
- ② 前年の公的年金等の収入金額※<sup>1</sup> とその他の所得（給与所得や利子所得など）との合計額が、老齢基礎年金満額相当（約78万円）※<sup>2</sup> 以下であること
- ③ 同一世帯の全員が市町村民税非課税であること

※<sup>1</sup> 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれない。

※<sup>2</sup> 毎年度、老齢基礎年金の額を勘案して改定。令和元年度は779,300円。

### 【給付額】 (1)と(2)の合計額が支給される。

#### (1) 保険料納付済期間に基づく額（月額）

$$= 5,000\text{円} \times \text{保険料納付済期間（月数）} / 480\text{月}$$

#### (2) 保険料免除期間に基づく額（月額）

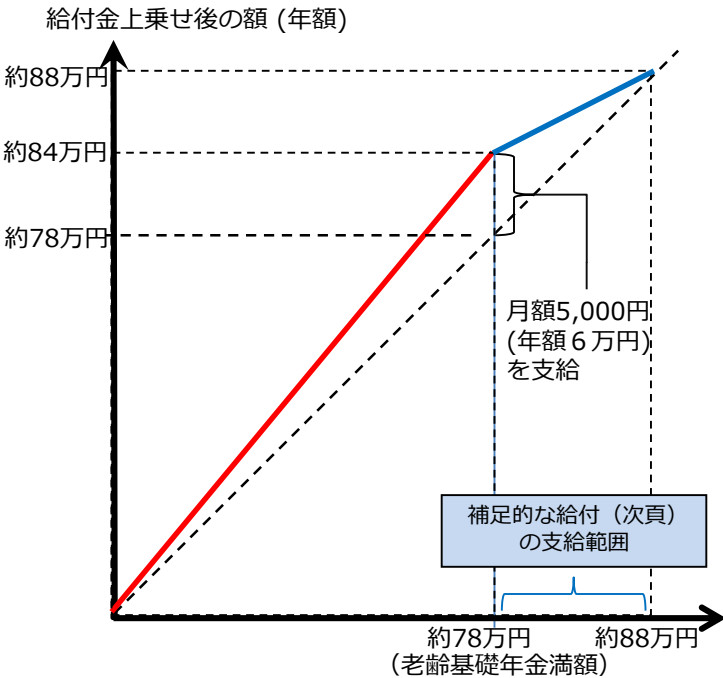
$$= \text{約}10,800\text{円} \times \text{保険料免除期間（月数）} / 480\text{月}$$

※<sup>3</sup> 毎年度、物価変動に応じて改定。

※<sup>4</sup> 老齢基礎年金満額（月額）の1/6（保険料全額免除、3/4免除、半額免除期間の場合）。ただし、保険料1/4免除期間の場合は、老齢基礎年金満額（月額）の1/12（約5,400円）。

例：

| 保険料<br>納付済期間 | 保険料<br>全額免除期間 | 給付金額<br>（月額） | 老齢基礎年金額<br>（月額） | 老齢基礎年金額<br>+ 給付金額（月額） |
|--------------|---------------|--------------|-----------------|-----------------------|
| 480月         | 0月            | 5,000円       | 65,000円         | 70,000円               |
| 240月         | 0月            | 2,500円       | 32,500円         | 35,000円               |
| 360月         | 120月          | 6,450円       | 56,875円         | 63,325円               |
| 240月         | 240月          | 7,900円       | 48,750円         | 56,650円               |



前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額  
(注) 保険料納付済期間に基づく公的年金だけで生活している者の例

## 高齢者への給付金（補足的老齢年金生活者支援給付金）

- ・老齢年金生活者支援給付金の所得要件（支給要件の②）を満たさない者であっても、前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が約88万円※<sup>5</sup>までの者に対しては、老齢年金生活者支援給付金を受給する者と所得総額が逆転しないよう、補足的な給付を支給する。

※<sup>5</sup> 令和元年度は879,300円。

- ・補足的な給付の額は、所得の増加に応じて逡減する。

## 障害者や遺族への給付金（障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金）

- 【支給要件】
- ① 障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること
  - ② 前年の所得※<sup>6</sup>が、462万1,000円以下※<sup>7</sup>であること

※<sup>6</sup> 障害年金・遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれない。

※<sup>7</sup> 20歳前障害基礎年金が支給停止となる所得基準額と同額となるよう設定。扶養親族等の数に応じて増額する。

- 【給付額】
- |                  |                            |
|------------------|----------------------------|
| 障害等級2級の者及び遺族である者 | …5,000円※ <sup>8</sup> （月額） |
| 障害等級1級の者         | …6,250円※ <sup>8</sup> （月額） |

※<sup>8</sup> 毎年度、物価変動に応じて改定。

## その他

- ・施行日…令和元年10月1日（消費税率の10%への引上げの日）  
※10月施行のため、初回支払いは、10月・11月分を12月に支給することとなる。
- ・手続 …本人の認定請求により受給権発生。日本年金機構が支払事務を実施。年金と同様に2か月毎に支給。
- ・費用 …全額国庫負担（令和元年度予算額（4か月分）：約1,859億円）
- ・その他…各給付金は非課税。